

## ケアプランの軽微な変更に係る解釈の変更について

令和5年8月作成  
いわき市介護保険課介護保険係

### 1. ケアプランの軽微な変更に関する項目について

以下の4点について、集団指導後に解釈を変更・追加しましたので、別紙2の番号を参照し、ご確認ください。

#### ① サービス提供の曜日・日付の変更（変更）

事業所都合の臨時的・一時的な変更（従業員の体調不良等の突発的な理由）による変更を軽微な変更に関するものとして追加。

#### ② サービス提供の回数（変更）

事業所都合の臨時的・一時的な変更（従業員の体調不良等の突発的な理由）による変更を軽微な変更に関するものとして追加。

#### ⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合（変更）

福祉用具の返却・貸与数の増減・機能の変更にあたり、アセスメントの結果、心身状況の変化等がない場合について、軽微な変更に関するものとして追加。

アセスメントの結果、心身状況の変化等がある場合は、軽微な変更に関する該当しない。

#### ⑩ サービス提供時間の変更（追加）

利用者都合による臨時的・一時的な変更（体調不良・家族の事情）と事業所都合の臨時的・一時的な変更（従業員の体調不良等の突発的な理由）を軽微な変更に関するものとして追加。

恒常的に提供時間帯や時間数に変更になる場合、他の介護サービス等の調整が必要な場合は軽微な変更に関する該当しない。

### 2. 軽微な変更に関する場合の事務処理について

修正箇所を「差し替え不可」としておりましたが、各事業所からのご質問・ご意見等を踏まえ、差し替えによる対応を可とします。

差し替えによる対応を行う場合には、変更前のケアプラン（同意を得ているもの）を確認できるように、他の記録と同様に5年間保存してください。差し替えの場合には、ケアプランに「同意日」の記入と「利用者の署名または記名押印」が必要となります。

# 別紙2

番号	項目	軽微な変更該当する	軽微な変更該当しない
①	サービス提供の曜日・日付の変更	○ 利用者都合・事業所都合の臨時的・一時的な変更	○ 恒常的な曜日・日付の変更 (心身状況の変化等) ○ 他の介護サービス等の調整が必要
②	サービス提供の回数	○ 利用者都合・事業所都合の臨時的・一時的な変更 (週1回程度の回数の増減や振替実施等)	○ 恒常的な回数の変更 (心身状況の変化等) ○ 他の介護サービス等の調整が必要
③	利用者の住所変更	○ 家族構成や住環境等に大幅な変化がない	○ 家族構成の変化 ○ 住環境の変化 ○ 保険者の変更
④	事業所の名称変更	○ 運営法人、従業者に変更がなく、単に事業所の名称が変わる	○ 運営法人が変更になる ○ 事業所番号が変更になる
⑤	目標期間の延長	○ 短期目標の変更のみ	○ 長期目標の変更 ○ 生活全般の解決すべき課題の変更
⑥	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更</li> <li>○ 福祉用具を返却する</li> <li>○ 貸与数が増減する</li> <li>○ 機能が変更になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉用具を返却する</li> <li>○ 貸与数が増減する</li> <li>○ 機能が変更になる</li> </ul>
⑦	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	○ サービス事業所の変更 (例) サービス事業所の閉鎖に伴い、別事業所に利用者を引き継ぎ、同様のサービスを提供する	○ 居宅介護支援事業所の変更 (⑨参照)
⑧	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	○ 総合的な援助の方針や生活全般の解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わる	○ 利用者の心身状況の変化等によるサービス内容の変更 ○ 他の介護サービス等の調整が必要
⑨	担当介護支援専門員の変更	○ 同一の居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合 (新しい担当者が、利用者サービス担当者として面識があり、円滑に引継ぎができる場合等)	○ 居宅介護支援事業所の変更 ○ ケアマネジャーが独立し、引き続き利用者を担当する ○ ケアマネジャーが別事業所に異動し、引き続き利用者を担当する
⑩	サービス提供時間の変更	○ 利用者都合・事業所都合の臨時的・一時的な変更	○ 恒常的なサービス提供時間の変更 (心身状況の変化等) ○ 他の介護サービス等の調整が必要

**【備考】**

- ・利用者都合・・・利用者や家族の体調不良や予定の都合等
- ・事業所都合・・・従業者の体調不良等の突発的な理由等